

令和 7 年 11 月 27 日

尾 道 市 長
(建設部契約課)

建設工事等の指名除外措置の概要について公表します。

- 1 指名除外業者 大宝・葉名建設工事共同企業体（尾道市新浜二丁目 5-27）
株式会社大宝組（尾道市新浜二丁目 5-27）
株式会社葉名組（尾道市天満町 16-1）
- 2 指名除外期間 令和 7 年 11 月 27 日～令和 7 年 12 月 10 日（2 週間）
- 3 事 実 概 要 令和 7 年 10 月 10 日、尾道市発注の栗原公民館建設工事（建築主体）
において、作業員が現場入口の仮設スロープを通行中にスロープの
隙間に足を踏み入れ負傷した。
本事案を含め栗原公民館建設工事（建築主体）において発生した事
故は 3 件目となる。
- 4 指名除外理由 上記事実については「建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱」
別表第 9 項第 3 号に該当する。

〈建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱別表第 9 項第 3 号に該当〉

措 置 要 件	期 間
(公衆損害及び工事関係者事故) 9 安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)から(4)のいずれ かに該当することとなったとき。 (1)・(2) 略 (3) 市発注工事の施工に当たり、工事関係者に死亡者又は負傷者を 生じさせたと認められるとき。 (4) 略	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内